

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定 (女性青少年課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

飼料の試験の結果の概要 (畜産課)

土地改良事業計画の変更の認可 (二) (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (五件) (森林保全課)

土地収用法による事業の認定 (管理課)

◇ 正 誤 平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百二十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第一号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号) 第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
6104	雑誌その他 の刊行物	聖水クラフ 1998 7月号	雑誌コード 15573-7	株式会社 英知出版社	
6105	〃	爆射ミカーセックス ②プレイタウソク情報8月増刊号	雑誌 18390-8	株式会社 オプテックス出版	
6106	〃	CUPPA:クッパ 1998 9月号	雑誌 13261-9	株式会社 海 王 社	
6107	〃	投稿写真 1998 10月号 No.168	雑誌 06837-10	株式会 社 サ ン 出 版	
6108	〃	アップル写真館 1998 8月号 VOL.106	雑誌 01447-8	三和 出 版 社	
6109	〃	漫画ピンクタイム 1998 9月号	雑誌 18383-9	三和 出 版 社	
6110	〃	LIQUID LIFE リキッド・ライフ No.5 フランタジェンヌ 9月1日増刊号	雑誌 17778-9	株式会 社 普	
6112	〃	放課後ククラフ ザ・トップビデオ 8月号増刊	雑誌 14008-8/17	タイア プ レ ス	
6113	〃	奥様遊戯館 実践人妻熟女総集篇 VOL. 2	雑誌 66012-85	株式会 社 書 房	
6114	〃	オレソジ通信 1998/10月号	雑誌コード 02189-10	株式会 社 東 京 三 世 社	

6115	雑誌その他 の刊行物	熟写ボーイ 1998 10月号 No.97	雑誌コード 07055-10	株式会社 東京三世社
6116	〃	PRIVATE DOLL アニメダルト Vol.14	ISBN4-8112 -0019-5	株式会社 浪速書房
6117	〃	moonlight ムーンライト アニメダルト Vol.13	ISBN4-8112- 0019-5	株式会社 浪速書房
6118	〃	BODYTALK 1998 VOL.2 実話体験告白9月増刊号	雑誌 04448-9	株式会社 日正堂
6119	〃	顔出しNGギヤルス 1998 漫画ラジパンチ10月増刊号	雑誌 08644-10	株式会社 日本出版社
6120	〃	超天然素人娘 9月号 VOL.46	雑誌コード 16217-9	雄出 株式会社 坂
6121	〃	露出シャワー 10月号 VOL.6	雑誌 09743-10	株式会社 ラン出版
6122	緑画テープ	VIRGIN SHOOTING ザーゼンシューティング 小山内まみ	VST-005	uphill
6123	〃	美少女たちの淫靡な匂い	OW-6	Office Wind
6124	〃	君の体調へ隊アライノ.1 イマドキの女の子	IO-01	有限会社スター・ エンターテイン
6125	〃	運命の出会い 上野結 哀愁の翼で	LC-08	LAND COMPANY

鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人専仁会信生病院	倉吉市清谷町一丁目二八六	平成十年十二月十五日
北村医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五一	平成十年十二月十六日
岩井医院	鳥取市朝月一三三	平成十年十二月二十五日
伊藤内科医院	米子市上福原三丁目三七一	〃
医療法人十字会野鳥病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	平成十年十二月二十八日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五一三	平成十一年一月一日
医療法人社団循環器 クリニック花園内科医院	米子市東福原三丁目九一	〃
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目九六二二	〃
作野医院	境港市朝日町一一一	〃
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一五	〃
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五一	〃
白川歯科医院	米子市河岡六一九	〃
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	〃
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	〃
宮田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷四〇四三一一	〃
医療法人社団ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一九五一三	〃
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	平成十年十二月十五日
有限会社セイビ堂薬局	倉吉市宮川町一二九	〃

鳥取県告示第三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成十年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場	東伯郡泊村大字 石脇394 中村産業株式会社 中部支店	マルニ印配合飼料 カーブグロワーS	平成 10年 11月	14.3	2.7	5.7	6.1	1.21	0.48	13.4	
		マルニ印配合飼料 カーブスターターS	〃	18.1	2.8	3.8	5.7	1.06	0.46	13.1	
神戸市 日和産業株式会社 神戸工場		ニチワ印肉牛用配合 飼料 ビーフ70前期用	〃	13.4	3.0	5.3	4.6	0.55	0.66	13.2	
		ニチワ印肉豚肥育用 配合飼料 プラスポーク	〃	15.0	3.5	2.9	4.2	0.73	0.60	13.4	
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町二 丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	〃	65.7			17.5			11.4	
倉敷市 中部飼料株式会社 岡山工場	鳥取市秋里403-1 株式会社イブキ	マル中印乳用牛飼育 用配合飼料 α-メリット	〃	16.9	2.7	4.8	5.7	1.01	0.56	12.4	
		マル中印乳用牛飼育 用配合飼料 α-DRY〔ドライ〕	〃	12.5	2.1	15.3	6.1	0.67	0.41	12.7	
		マル中印若令牛育成 用配合飼料 αグロアー	平成 10年 10月	14.0	2.7	6.4	4.5	0.58	0.49	12.5	

倉敷市 日本農産工業株 式会社 水島工場		ノーサン印子豚人工 乳後期用配合飼料 スクランブル	平成 10年 11月	18.1	4.9	1.9	5.2	1.08	0.67	12.1	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社 神戸工場	鳥取市五反田町 三丁目3 西日本くみあい 飼料株式会社	㊤くみあい配合飼料 モーレット	平成 10年 10月	21.4	4.7	3.5	5.8	1.06	0.59	12.3	
		くみあい配合飼料 ビーフスターフレ ク74M	平成 10年 11月	11.1	3.2	3.4	4.3	0.81	0.46	13.1	
		農協のえさ びゅあ システム専用和牛育 成用	〃	16.8	2.8	7.2	7.0	1.13	0.48	12.7	
		㊤くみあい配合飼料 トラスト	〃	18.4	4.5	2.5	13.6	4.01	0.71	11.5	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社 神戸工場	倉吉市清谷二丁 目135 西日本くみあい 飼料株式会社 鳥取営業所	くみあい配合飼料 グリーンフレック	〃	13.7	2.8	7.4	6.2	0.91	0.43	12.8	
		くみあい標準配合飼 料肉牛用やまと繁殖 フレック	〃	13.2	3.0	7.5	6.3	1.00	0.57	12.7	
倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社 水島工場		㊤くみあい養豚用配 合飼料 スピーディーB	平成 10年 10月	16.1	3.5	2.5	4.3	0.69	0.50	13.2	
		くみあい配合飼料 和牛繁殖子宝さらき らM	平成 10年 11月	14.0	3.4	8.1	6.7	1.18	0.62	12.6	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社 神戸工場		くみあい二種混合飼料	〃	8.8			1.6			14.0	
		くみあい配合飼料 スーパーフレック	平成 10年 10月	12.4	3.1	4.2	4.3	0.64	0.42	12.7	
加古川市 明治飼料株式会社 加古川工場	倉吉市小鴨533-1 有限会社桑田飼 料店	協同印プライムビー フ前期	平成 10年 11月	15.1	3.4	6.7	6.5	0.97	0.60	12.7	
北九州市 門司飼料株式会社 門司工場		シンクロドライ	〃	18.0	2.9	7.1	5.1	0.64	0.43	13.5	
		マンナメイト	〃	18.7	3.3	3.2	5.4	0.87	0.49	13.8	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場			協同印 ポーク 60	〃	15.2	5.4	2.5	4.4	0.77	0.61	12.9

注1 飼料の名称の欄中「㊤」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（集落地域整備事業国府地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業（集落地域整備事業今吉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字土師坂山九八九の六〇・九八九の六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭一一五五の二、一一五五の三

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町米里字三ノ崙六〇八・六一六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字中村字大藤大平頭六五一の一九・六五一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字尾張字權現谷三六七の一・三六七の四・字權現谷三六七の一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字尾張字權現谷三六七の一・三六七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

大山町

二 事業の種類

農業集落排水事業長田・保田地区処理施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡大山町保田字先濱手地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町国信五五〇一一

大山町役場

正 誤

平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百二十九号（鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 二

段 上

行 六

誤 「建築廃材」

正 「建設廃材」